

財務省告示第七十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年四月二十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第二十

六回）

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びその
のたための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十九年法律第
二十五号）第二十一条並びに
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項及び附則第七十六条第

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい

四 発行方法

う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「
債市場特別参加者による発行」
及び「競争入札発行」という。）

五

方募
入決
法の定
の

各申込みのうち応募価格の高い

も申込みからその応募額を順次割り

当てる。その応募額を順次割り

各国債市場特別参加者ごとの応募

申込みの応募額を割り当てる。

各国債市場特別参加者ごとの応募

申込みの応募額を割り当てる。

八

各国債市場特別参加者ごとの応募

申込みの応募額を割り当てる。

各国債市場特別参加者ごとの応募

申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発
行争
額の

額面金額で五千四百九十六億円

うち平成十九年度における財

政運営のための法律第二条第一項

の規に基づき発行した利付国

債にたいは、額面金額で千九

百八十二億九千六百五十五万

七																				
口					口															
イ					イ															
払					払															
込					込															
金					金															
額					額															
者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国
・	別	債	入	争	非	者	別	債	入	争	非	者	別	債	入	争	非	者	別	債
第	参	市	札	入	格	第	参	市	札	入	格	第	参	市	札	入	格	第	参	市
加	場	場	場	場	場	加	場	場	場	場	場	加	場	場	場	場	場	加	場	場
円	四					五						五								
	百					百						千								
	九					一						五								
	十					億						百								
	五					二						四								
	億					千						十								
	二					七						三								
	千					百						億								
	二					四						二								
	百					十						千								
	二					二						億								
	十					万						八								
	六					円						千								
	万											円								

円、特別会計に関する法律第四
 十六条第一項の規定に基づき
 行した付国債につきは、額
 面金額で二千二百四十万
 万円の同一附則第七十六
 項の規定に基づき発行した利
 国債に七億二千二百四十万
 特別会計に関する法律第四十六
 条第一項の規定に基づき発行し
 た利付国債に七億二千二百四十
 万円で四十九億七千七百四十
 万五千四百九十億二千二百四十

八
最
額
振替
単位

十
一
口
一
発
行
行
日

十
三
二
の
経
過
利
子
率

入札競争
価格競争
・別加場
債市及び
行及
争入札
非価格
者第
特参加
国市場
入札
価格
発行
競争
価格

五
万
円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものとす
る。平成十九年四月二十日

額面上の金額は、それぞれ百円八十銭
以上、百円未満の金額は、百円八十銭
に切り上げ、百円未満の金額は、百円
とす。

(一) 二年・四パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、募入決定の通知を受けた者
は、募入決定の通知を受けた者

式によりまする期間に於いては、
式によりまする期間に於いては、
式によりまする期間に於いては、

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.4}{100} \times \frac{31}{365}$$

十五 第二期以後の利子
 十六 償還期限
 十七 償還金額
 十八 元利支

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合又は、前記(一)の算式により算出た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 24}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

平成十九年三月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

二十 九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平 財
成 務
十 大
九 臣
年 か
四 ら
月 通
二 知
十 を
日 受
け
た
者